

**特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用**

理事長通達第5条

- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする者は、軽自動車検査協会に「特定記録等事務代行委託申請書」(別記軽様式1)の申請様式により申請するものとする。
なお、事務所等に別記軽様式1が到達した場合は、軽自動車検査協会本部あてに当該書面を送付するものとする。
- ・ 別記軽様式1には軽自動車検査協会からの各種通知を受けるためのメールアドレス、本申請に係る担当者の氏名及び連絡先電話番号を記載するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第6条

- ・ (1) のアからウのいずれかに該当する者であることの確認方法については以下のとおりとする。
 - (アについて)
行政書士の資格の確認については、行政書士証票の写しの添付をもって行うものとする。
また、行政書士法人の確認にあたっては、登記事項証明書の写し又は定款の写しの添付をもって行うものとする。
 - (イについて)
定款の写しの添付をもって確認するものとする。
 - (ウについて)
申請書に記載された指定整備工場コードを運輸支局長等からの通知により確認する、又は管轄する運輸支局長等あてに問い合わせることにより確認するものとする。
- ・ (2) の要件を満たしていることの確認については、別記軽様式1に添付される「特定記録等事務代行の要件を確認するための添付資料」(添付軽資料1)により行うものとする。
なお、「特定記録等事務を実施するのに必要かつ適切な組織」の具体的な要件は、特定記録等事務を行うために必要な法令や通達、委託条件を理解したうえでアからエの業務を行うとともに、当該事務にあたる者への周知や指導を実施できる者を特定記録等事務責任者として選任し、適切かつ確実に当該業務にあたることのできる体制を整えているものであることに留意するものとする。
- ・ (3) 及び(4) の要件を満たしていることの確認については、別記軽様式1に添付される添付軽資料1により行うものとする。
- ・ (5) の確認については、別記軽様式1に添付される「宣誓書」(添付軽資料2)により行うものとする。

理事長通達第8条

- ・ 軽自動車検査協会本部は、特定記録等事務の委託をしたときは、当該特定記録等事務代行

者に対してあらかじめ本省から割り当てられた委託番号を付与し、当該番号を記載した「委託書」（別記軽様式2）を交付するものとする。ただし、既に当該特定記録等事務代行者が運輸支局長等より登録車に係る特定記録等事務の委託を受けているとき又は既に特定変更記録事務の委託を受けているときは、先に委託を受けた際に付与された委託番号を別記軽様式2に記載するものとする。

- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請と登録自動車に係る特定記録等事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合は、運輸支局長等が委託をする際に通知する委託番号を速やかに受けるものとする。
- ・ 委託書の発行は軽自動車検査協会、運輸支局長等がそれぞれ行うものとする。

理事長通達第11条

- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が検査標章を紛失したときは、直ちに、その年月日、枚数及び理由その他必要事項を「検査標章紛失届出書」（別記軽様式3）に記入し、軽自動車検査協会本部に届け出なければならない。
- ・ 上記届出があった場合、軽自動車検査協会は、管轄する運輸支局長等に届出があった旨を報告するものとする。

理事長通達第12条

- ・ 軽自動車検査協会本部は、令和4年12月2日までに、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみを委託した場合は、施行規則第49条の5第2項の各号に定める事項の他、委託番号、電話番号を別記軽様式4の報告様式に記載のうえ令和4年12月9日までに本省に報告するものとする。

また、令和4年12月3日以降、書面による申請により検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみを委託した特定記録等事務代行者については、令和5年1月31日までに別記軽様式4により報告するものとする。

- ・ 軽自動車検査協会本部は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみを委託した特定記録等事務代行者について施行規則第49条の13及び第49条の14に規定する変更があった場合は、当該変更後の内容を別記軽様式4に記載し、令和4年12月9日又は令和5年1月31日のうち先に到来する日までに本省に報告するものとする。

理事長通達第13条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による変更をしようとするときは、概ね30日前までに「特定記録等事務代行（変更申請・変更届出）書」（別記軽様式5）により申請を行うものとする。
- ・ 軽自動車検査協会本部は、変更申請があったときは、理事長通達第4条及び第5条の運用に準じて処理を行うものとし、承認後は特定記録等事務代行者に対し「変更承認書」（別記軽様式6）を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式5により届出を行うものとする。

理事長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までに別記様式7により届出を行うものとする。

準備行為期間後の当該運用の取扱いについて

- ・ 令和5年1月からはオンラインでの申請等が可能となるため、オンライン申請に係る理事長通達の運用について、別途発出する予定であるが、一部令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間本運用によることとする。